

# 公益社団法人浪曲親友協会 セクシュアルハラスメント等防止規程

制 定 令和 8年 1月 20日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浪曲親友協会(以下、「協会」という。)におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント(以下、「セクシュアルハラスメント等」という。)を防止するために会員が遵守すべき事項や管理上の措置等を定めることを目的とする。

2 セクシュアルハラスメント等に関して、この規程に定めのない事項は、関係法令の定めるところによる。

### (定義)

第2条 セクシュアルハラスメント(以下、「セクハラ」という。)とは、協会内における性的な言動に対する他の会員の対応等により、当該会員の活動等に不利益を与えること又は性的な言動により他の会員の活動環境等を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

2 前項の他の会員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により活動環境を害されたすべての会員を含むものとする。

3 妊娠・出産、育児・介護等に関するハラスメントとは、協会内において、会員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度又は措置の利用等に関する言動により会員の活動環境を害することをいう。なお、客観的にみて、管理運営上の必要性に基づく言動によるものについては、当該ハラスメントには該当しない。

4 この規程の適用を受ける会員とは、協会に加入または雇用されているすべての会員とする。

## 第2章 禁止行為

### (セクハラ行為の禁止)

第3条 会員は、次に掲げるセクハラ行為を行ってはならない。

- (1) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った会員に対して、退会、解雇、不当な評価、活動機会等不利益を与える行為

(8)その他、相手方及び他の会員に不快感を与える性的な言動

2 すべての会員は、他の会員がセクハラを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(妊娠・出産、育児・介護等に関するハラスメント行為の禁止)

第4条 会員は、次に掲げるハラスメント行為を行ってはならない。

(1)妊娠・出産、育児・介護等に関する制度や措置の利用等に関し、退会、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動

(2)妊娠・出産、育児・介護等に関する制度や措置の利用を阻害する言動

(3)妊娠・出産、育児・介護等に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等をする言動

(4)妊娠・出産、育児・介護等を理由に解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動

(5)妊娠・出産、育児・介護等を理由に嫌がらせ等をする言動

2 全ての会員は、他の会員が当該ハラスメント行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

### 第3章 相談・苦情の取扱い

(相談窓口の設置)

第5条 協会は、セクシャルハラスメント等に関する相談・苦情に対応するため、事務局に窓口を設置する。

2 相談窓口は次の業務を担当する。

(1)セクシャルハラスメント等に関する相談・苦情を受け付けること

(2)相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること

(3)相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること

(4)その他、セクシャルハラスメント等防止に関連する事項の処理を行うこと

3 会員が他団体の職員にセクシャルハラスメント等を行い、他団体が実施する管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合には、これに適切に応じなければならない。

(相談・苦情の申出)

第6条 セクシャルハラスメント等の被害者に限らず、すべての会員は相談窓口に対してセクシャルハラスメント等に関する相談及び苦情の申出を行うことができる。

2 セクシャルハラスメント等に関する相談・苦情の申出は、現実が発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第7条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面(電子メールを含む)または口頭(電話・面会)で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 相談窓口の担当者は、申出をした会員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 協会は、会員がセクシュアルハラスメント等に関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該会員に不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第4章 セクシュアルハラスメント等への対応

(事実認定)

第10条 セクシュアルハラスメント等の最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、コンプライアンス規程第3条(2)に定めるコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)において、その認定を行う。

- 2 前項に関わらず、相談窓口で解決できる事案については、相談窓口にて事実認定を行うものとする。
- 3 事実認定の結果は、セクシュアルハラスメント等の行為者及び被害者に速やか通知するものとする。

(処分)

第11条 協会は、セクシュアルハラスメント等の行為が認められた会員に対し、委員会での事実認定に基づき、次のとおり処分を行う。

- (1)口頭または文書による注意
  - (2)上記(1)の注意及び始末書
  - (3)会員資格停止
  - (4)退会届の提出
  - (5)定款第9条に基づく除名
- 2 役員によるセクシュアルハラスメント等の行為については、前項の会員としての処分に加え、役員の地位に対して、次のとおり処分を行う。その場合には、会員としての処分と同等またはそれよりも重い処分でなければならない。
  - 3 役員が会員のセクシュアルハラスメント等の行為を放置していた場合については、前項に基づき処分を行う。
  - 4 セクシュアルハラスメント等の行為について、協会内相談窓口で虚偽の申し立てを行った場合については、前3項に基づき処分を行う。

(指導・啓発)

第12条 役員は、会員によるセクシュアルハラスメント等の行為が起きないように、会員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第13条 協会は、セクシュアルハラスメント等の事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附 則(施行期日)

この規程は令和8年1月20日から施行する。(令和8年1月20日理事会議決)